

株 主 各 位

大阪市中央区南船場二丁目3番2号
東洋シャッター株式会社
代表取締役社長 岡 田 敏 夫

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成27年6月18日（木曜日）午後5時15分までに到着するよう折り返しご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月19日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区南船場二丁目4番10号
ネストホテル大阪心斎橋 2階「淀」

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第60期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第60期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役10名選任の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件
- 第3号議案 監査役補欠者1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類及び事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.toyo-shutter.co.jp>）に掲載させていただきます。

添付書類

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府主導による経済政策等により、円高修正、株高を背景に景況感の改善の中、おだやかな景気回復基調で推移してきました。

当シャッター業界におきましては、民間設備投資が底堅く推移しつつあるという経営環境の好転はあるものの、非住宅着工床面積の落ち込みもあり、決して楽観できる状況ではありません。

このような状況下、当社グループは、中期経営計画『JUMP UP3』の最終年度として、積極的な営業活動による受注確保・販売拡大を展開し、業務全般にわたる効率化を進めて事業基盤を固めるとともにさらなる原価低減に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度における受注高は前年同期比0.9%増の19,800百万円となり、売上高は前年同期比0.2%減の18,807百万円、営業利益は1,458百万円（前年同期比227百万円増加）、経常利益は1,385百万円（前年同期比237百万円増加）、当期純利益は849百万円（前年同期比177百万円増加）となりました。

(2) 資金調達の状況及び設備投資の状況

当連結会計年度中においては、重要な資金調達を行っておりません。

当連結会計年度中における設備投資は、総額274百万円であり、その主なものは、設備の更新であり、自己資金とリースにより調達しております。

(3) 対処すべき課題

中期的な経営戦略

当社グループは、経営の基本方針に基づき、平成27年度を初年度とする新中期経営計画『POWER UP3』（平成27年5月12日公表）をスタートすることにいたしました。

当社グループといたしましては、この新中期経営計画の達成に向け全社一丸となって邁進するとともに、顧客の視線に立った商品開発とサービスのさらなる改善・強化によって企業品質の向上に努めてまいります。

なお、新中期経営計画『POWER UP3』の初年度に当たります平成28年3月期の損益計画といたしましては、売上高は19,000百万円、営業利益は1,500百万円、経常利益は1,400百万円、当期純利益は900百万円を見込んでおります。

株主各位におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

[経営ビジョン]

- ・既存事業の飛躍と新たな発見に努め、未来に向かって進撃を続けます。
- ・効率化と改革に挑戦し続け、環境変化に負けない企業体力の充実を図ります。
- ・社員は企業品質を磨き、業務に誇りを持ち、個々の責任を果たします。
- ・社員や共に働く人々が全員参加のもと、強くて温かい会社をつくります。

[中期経営計画骨子]

中期経営計画『POWER UP3』期間における建設投資は、日本経済の回復基調と東京オリンピックの需要があるとはいえ楽観は許されない状況ではありますが、会社総合力の一層の向上を目指し、以下の重点施策の遂行により、収益力の確保を図ってまいります。

- ・コーポレートガバナンス重視の経営により、内部統制の充実と意思伝達の迅速化を図ります。
- ・主力製品であるシャッターとスチールドアの受注増強を図り、収益力の向上を実行します。
- ・環境の変化に対応し、地域毎に強力な営業基盤を構築します。
- ・メンテナンス事業に経営資源を投入し、ストックマーケットにおける基盤を構築します。
- ・生産体制の整備充実を継続し、更なる効率化を目指します。
- ・ユーザーニーズに対応した商品開発を行い、商品ラインナップの拡充も図ります。
- ・全社統合システムの構築により、経営の意思決定の迅速化を図ります。
- ・社員教育の拡充と自学自習風土の定着を通じて、強い社員、強い組織、強い会社を実現します。

(4) 財産及び損益の状況の推移

	平成23年度 第57期	平成24年度 第58期	平成25年度 第59期	平成26年度 第60期 (当連結会計年度)
受 注 高	16,690,375 千円	17,923,475 千円	19,624,327 千円	19,800,382 千円
売 上 高	17,272,787 千円	17,524,594 千円	18,842,435 千円	18,807,368 千円
経 常 利 益	279,532 千円	566,500 千円	1,147,814 千円	1,385,641 千円
当 期 純 利 益	200,109 千円	508,726 千円	672,202 千円	849,339 千円
1株当たり当期純利益	29円23銭	74円69銭	99円11銭	125円55銭
総 資 産	15,392,007 千円	15,251,866 千円	15,691,470 千円	16,780,470 千円
純 資 産	5,072,717 千円	5,532,744 千円	5,868,751 千円	6,701,383 千円

(注) 1株当たり当期純利益は、当期純利益から当期優先株式配当金総額を控除した金額を期中平均株式数(除く自己株式数)で除して算出しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況 (平成27年3月31日現在)

①親会社

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
南東洋シャッター株式会社	千円 20,000	% 100	外 注 業 務 の 請 負

(6) 主要な事業内容 (平成27年3月31日現在)

各種シャッター及びその他の建築用建具・建材の製造・取付及び販売

防災・防犯機器の製造・取付及び販売

建築用金物・船舶用金物・装飾金物・家具厨房機器の製造及び販売

建築物の設備機器・資材・什器設備・消耗品の仕入・販売及び輸出入に関する業務

各種電気輸送機及び電気装置用機械器具ならびに材料の販売・据付及び修理

上記の保守業務

不動産の売買・賃貸借・仲介及び管理

工業所有権・著作権等の無体財産権・ノウハウ・システムエンジニアリング・その他ソフトウェア

の取得・貸与及び販売

上記に関連する業務

(7)主要な営業所及び工場（平成27年3月31日現在）

本 社 大阪市
 東京本社 東京都中央区
 支 店 東京支店(東京都中央区)、東京ビル建支店(東京都中央区)、
 名古屋支店(名古屋市)、京都支店(京都市)、大阪支店(大阪市)、
 大阪ビル建支店(大阪市)、関西メンテサービス支店(大阪市)、
 中四国支店(広島市)、九州支店(福岡県糟屋郡)
 営 業 所 全国主要都市50ヶ所
 工 場 つくば工場(茨城県稲敷市)、奈良工場(奈良県磯城郡)、
 九州工場(鹿児島県始良市)
 子 会 社 南東洋シャッター株式会社(鹿児島県始良市)

(8)従業員の状況（平成27年3月31日現在）

企業集団の従業員の状況

事業の部門等の名称	従業員数
管 理 部 門	44 名
営 業 部 門	357
製 造 部 門	114
合 計	515

(注) 上記従業員数には嘱託従業員及びパート従業員（合計120名）は含んでおりません。

(9)主要な借入先（平成27年3月31日現在）

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,390,000 千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	510,000
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	510,000
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	329,000
株 式 会 社 り そ な 銀 行	200,000

2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日）

(1)発行済株式の総数

①発行可能株式総数	普通株式	17,748,000株
	第1回優先株式	3,000,000株
②発行済株式の総数	普通株式（自己株式含む）	6,387,123株
	第1回優先株式	2,000,000株

(2)当事業年度末の株主数

普通株式	4,748名
第1回優先株式	1名

(3)上位10名の株主（平成27年3月31日現在）

株主名	持株数（単位：千株）			持株比率（%）
	普通株式	第1回優先株式	合計株式	
株式会社みずほ銀行	313	2,000	2,313	27.7
DEUTSCHE BANK AG FRANKFURT A/C HOERMANN BETEILIGUNGS GMBH	1,200	-	1,200	14.4
東洋シヤッター取引先持株会	564	-	564	6.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	420	-	420	5.0
東洋シヤッター従業員持株会	355	-	355	4.3
愛知電機株式会社	125	-	125	1.5
下村正一	119	-	119	1.4
日本生命保険相互会社	119	-	119	1.4
中央不動産株式会社	114	-	114	1.4
スガツネ工業株式会社	110	-	110	1.3

(注) 1. 上記持株数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託〇）	124千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託〇1）	58千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託〇6）	58千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託〇5）	55千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託〇3）	52千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託〇2）	46千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託〇4）	23千株

2. 上記株式のうち、第1回優先株式は議決権を保有しておりません。

3. 上記、持株比率は自己株式（45,303株）を控除して計算しております。

(4)その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡 田 敏 夫	執行役員社長、全般統括、ハーマン・ジャパン(株)取締役
代表取締役副社長	山 本 宣	執行役員副社長、全般統括
常務取締役	三 邑 政 輝	常務執行役員、業務企画統括部長兼設計工務部長
取 締 役	丸 山 明 雄	常務執行役員、経営企画統括部長
取 締 役	橘 大 二 郎	常務執行役員、事業統括部長兼中四国支店長
取 締 役	高 須 敬	ハーマン・ジャパン(株)代表取締役社長
取 締 役	衣 目 修 三	公認会計士、衣目公認会計士事務所 所長、(株)ケーイーシー代表取締役社長、アルインコ(株)社外監査役、ゼット(株)社外監査役
取 締 役	堀 井 昌 弘	弁護士、さくら法律事務所 代表弁護士、岩谷産業(株)社外監査役
常 勤 監 査 役	山 中 真 清	
常 勤 監 査 役	小 田 修	
監 査 役	津 田 尚 廣	弁護士、弁護士法人 なにわ橋法律事務所 代表社員、(株)P G S ホーム社外監査役、ヒロセ(株)社外監査役
監 査 役	堤 昌 彦	公認会計士、堤公認会計士事務所 所長、エスペック(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役高須 敬氏、衣目修三氏及び堀井昌弘氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、取締役衣目修三氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役津田尚廣氏及び堤 昌彦氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役津田尚廣氏は、弁護士としての豊かな経験と優れた識見を有するものであります。
4. 監査役堤 昌彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、監査役補欠者小林喜雄氏を選任しております。
6. 取締役に関する人事異動を平成27年4月1日付にて行っており、その内容は次のとおりであります。

異動後の会社における地位	氏 名	異動後の会社における担当
専 務 取 締 役	丸 山 明 雄	専務執行役員、経営企画統括部長
専 務 取 締 役	三 邑 政 輝	専務執行役員、事業統括部長兼設計工務部長
取 締 役	橘 大 二 郎	常務執行役員、事業統括部副統括部長兼中四国支店長

7. 当社は執行役員制度を採用しており、平成27年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執行役員社長	岡 田 敏 夫	代表取締役社長、全般統括
執行役員副社長	山 本 宣	代表取締役副社長、全般統括
常務執行役員	三 邑 政 輝	常務取締役、業務企画統括部長兼設計工務部長
常務執行役員	丸 山 明 雄	取締役、経営企画統括部長
常務執行役員	橘 大 二 郎	取締役、事業統括部長兼中四国支店長
執行役員	林 修 一	事業統括部副統括部長兼奈良工場長
執行役員	金 久 史 郎	コンプライアンス統括部長兼リスク管理部長、業務監査部長
執行役員	岩 田 静 夫	商品企画統括部長
執行役員	能 村 宏	事業統括部副統括部長兼事業戦略室長

8. 執行役員に関する人事異動を平成27年4月1日付にて行っており、その内容は次のとおりであります。

異動後の会社における地位	氏 名	異動後の会社における担当
専務執行役員	丸 山 明 雄	経営企画統括部長
専務執行役員	三 邑 政 輝	事業統括部長兼設計工務部長
常務執行役員	橘 大 二 郎	事業統括部副統括部長兼中四国支店長
常務執行役員	金 久 史 郎	事業統括部副統括部長（東京本社駐在）
常務執行役員	岩 田 静 夫	商品企画統括部長
常務執行役員	能 村 宏	業務企画統括部長兼事業戦略室長
執行役員	林 修 一	コンプライアンス統括部長兼リスク管理部長、業務監査部長
執行役員	村 中 正 人	事業統括部EM営業部長
執行役員	花 井 直 樹	東京ビル建支店及び東日本営業推進部担当

(2)取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	員 数	報酬等の額	摘 要
取 締 役	8 人	107,388 千円	第59回定時株主総会にて6名再任、1名新任、1名退任。
監 査 役	4 人	27,716 千円	第59回定時株主総会にて1名新任。
計	12 人	135,104 千円	

- (注) 1. 上記員数には、無報酬の取締役1名は含んでおりません。
 2. 監査役1名は、第59回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任した後、監査役に就任したため、支給額と員数につきましては、監査役在任期間は監査役に、取締役在任期間は取締役に含めて記載しております。

(3)社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役高須 敬氏は、ハーマン・ジャパン株式会社の代表取締役社長であり、ハーマン・ジャパン株式会社は当社の持分法適用関連会社であります。

取締役衣目修三氏は、衣目公認会計士事務所の所長であり、株式会社ケーイーシーの代表取締役並びにアルインコ株式会社及びゼット株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

取締役堀井昌弘氏は、さくら法律事務所の代表弁護士であり、岩谷産業株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

監査役津田尚廣氏は、弁護士法人なにわ橋法律事務所の代表社員であり、株式会社PGSホーム及びヒロセ株式会社の社外監査役であります。弁護士法人なにわ橋法律事務所と当社は法律顧問契約を締結しております。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

監査役堤 昌彦氏は、堤公認会計士事務所の所長であり、エスペック株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

ア. 社外取締役

取締役会への出席状況		取締役会(10回開催)
		出席回数/出席率
取 締 役	高 須 敬	10回/ 100.0%
取 締 役	衣 目 修 三	10回/ 100.0%
取 締 役	堀 井 昌 弘	10回/ 100.0%

各社外取締役は取締役会に出席し、それぞれの専門的見地から、議案・審議等につき必要な意見の表明を適宜行いました。

イ. 社外監査役

取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会(10回開催)	監査役会(12回開催)
	出席回数／出席率	
監査役 津田 尚廣	9回／ 90.0%	12回／ 100.0%
監査役 堤 昌彦	10回／ 100.0%	12回／ 100.0%

各社外監査役は取締役会に出席し、それぞれの専門的見地から、公正な意見の表明を行いました。また、監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役の職務執行に関する事項について、意見の表明を行いました。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役、社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外取締役、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定できる契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、社外取締役、社外監査役と当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。

当該定款に基づき、当社が社外取締役、社外監査役の全員と契約した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

・社外取締役との責任限定契約

「社外取締役は、本契約締結日以降社外取締役として職務をなすにつき、善意にしてかつ重大な過失なく会社に損害を与えた場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする。」

・社外監査役との責任限定契約

「社外監査役は、本契約締結日以降社外監査役として職務をなすにつき、善意にしてかつ重大な過失なく会社に損害を与えた場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする。」

④社外役員の報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額	4 人	15,000 千円

(注) 上記員数には、無報酬の取締役1名は含んでおりません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

栄監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 報酬等の額	31,500 千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の額	31,500 千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておりませんので、①の金額には、金融商品取引法の監査の報酬等の額を含めております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制及び方針

当社は、平成27年5月12日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針(「内部統制システムの構築に関する基本方針」)を一部改定する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ会社は、取締役、従業員を含めた行動規範として「TIS役員行動規範」を定めるとともに、役員を対象とした「役員規程」を定め、これらの遵守を図る。取締役会については「取締役会規則」を定め、その適切な運営を確保しつつ、必要に応じ随時開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互の業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める「監査役監査基準」に従い、各監査役の監査対象である。その他に、弁護士事務所等外部専門家に顧問を委嘱し経営機能の強化を図る。取締役が他の取締役の法令定款違反を発見した場合は直ちに監査役会及び取締役会に報告し、その是正を図る。後述する項番(5)の各条項は取締役の行為にも向けられており、その整備・確立も取締役の法令違反の抑制・防止に寄与するものである。

(2)取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報については、「文書管理規程」に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社及びグループ会社は会社経営を取り巻く各種リスク発生時の対応策として、「TSコンテナンジェンシープラン」を定め、リスクの低減に努めるものとする。
- ②当社は各種リスクへの管理部署として、業務の執行部門から独立した組織としてコンプライアンス統括部を設置する。コンプライアンス統括部には、リスク管理部、業務監査部、品質管理部を置き、各種リスクの検証、計量、対応指導を行う。
- ③コンプライアンス統括部は業務監査部が「内部監査規程」に基づいて内部監査を行う他、各々がリスク管理に係わる規程を定め行動する。
- ④役員全員を中心として構成するリスク管理委員会を設置し、コンプライアンス統括部で把握した当社のリスクに関する事象への全社的対応の協議を行う。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社グループは、中期経営計画・年度計画を策定し、経営ビジョン・経営戦略を周知徹底するとともに、部署毎の目標設定により行動基準を明確化し、各業務執行ラインが目標達成のため活動することとする。また、計画の進捗状況についても定期的に検証を行う。
- ②当社及びグループ会社の取締役の職務の執行については、「組織規程」に職務分掌を明確化するとともに、「取締役会規則」、「稟議規程」等で権限を明確化し、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

(5)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社及びグループ会社のコンプライアンス体制を網羅するものとして「TS役職員行動規範」を定め、当社及びグループ会社のコンプライアンスに関する基本方針、概念、社内体制、内部通報体制、遵守事項を明確化する。
- ②当社は、コンプライアンス対応部署として、業務執行部門から独立した組織のコンプライアンス統括部にリスク管理部を置き、コンプライアンス問題への対応、教育啓蒙を行う。
- ③役員全員を中心として構成するコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス統括部で把握した当社のコンプライアンスに関する事象への全社的対応の方針協議を行う。
- ④内部監査部門として、業務執行部門から独立した組織のコンプライアンス統括部に業務監査部を置き、使用人の業務執行状況を監査する。
- ⑤監査役は当社の法令遵守体制及び内部通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求められることができるものとする。

(6)株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制

- ①当社及びグループ会社の業務の適正を確保するため、「TS役職員行動規範」をグループ会社にも適用し、その役職員にも周知徹底するものとする。
- ②グループ会社は当社に準じて規程類を整備し、その役職員に徹底するものとする。
- ③グループ会社には「関係会社管理規程」に基づき、コンプライアンス統括部業務監査部による内部監査を実施し、その業務の適正が確保されているか検証するものとする。また、内部監査の報告を代表取締役に行うものとする。
- ④同じく、コンプライアンス統括部各部により、各種リスクの検証、計量、対応指導を行う。
- ⑤監査役はグループ会社の業務の適正の確保に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

(7)監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- ①監査役職務を補助すべき使用人を、当社は置かない。
- ②但し、監査役から求めがあった場合は当社の使用人から若干名を任命するものとする。
- ③監査役補助者の任命・解任・人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会において決定するものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
- ④監査役補助者は、業務の執行に係わる役職を兼務しないこととする。

(8)監査役に報告するための体制その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
- ②前項の報告・情報提供の主なものは、次のとおりとする。
 - イ. 当社の内部統制システム構築に係わる部門の活動状況。
 - ロ. 内部監査の活動状況。
 - ハ. 重要な会計方針、会計基準及びその変更。
 - ニ. 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容。
 - ホ. 内部通報制度の運用及び通報の内容。
 - ヘ. 稟議書及び監査役から要求された会議議事録回付の義務付け。
- ③前2項の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備する。
- ④監査役がその職務の執行について生じた費用の請求をした場合には、監査の実効性を担保するべく適切に対応する。

(9)財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行う。
- ②内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

(10)反社会的勢力排除に向けた体制

- ①社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- ②反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、コンプライアンス統括部を対応総括部署とし、警察等関連機関とも連携して対応する。

7. 剰余金の配当等に関する方針

当社グループは、中長期的な企業価値の向上と株主の皆様への利益還元のバランスの最適化を経営の最重要課題のひとつとして位置付けしております。今後の飛躍のための設備投資や研究開発費に必要な内部留保の確保、財務状況や業績等を勘案しながら、株主の皆様へ利益還元を行ってまいります。

この方針に基づき、当期の剰余金の配当につきましては、当初1株当たり年間20円を予定しておりましたが、業績が当初予想を上回ったことを勘案し5円増配し、1株当たり年間25円とすることを平成27年5月12日開催の取締役会で決定しております。

なお、平成27年度も引き続き安定的な配当を目指し、配当性向20%を目途に1株当たり年間27円の配当を予定しております。

8. その他会社の現況に関する重要な事項

(重要な訴訟事件等)

当社は、平成22年6月、公正取引委員会より、シャッター等の販売及び受注に関し独占禁止法第3条に違反する行為があるとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けております。

この排除措置命令及び課徴金納付命令については、その内容において当社と解釈が異なり、承服できないところがありますので、平成22年7月に公正取引委員会に審判手続開始を請求し、現在審判中であります。

本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産	の 部	負 債	の 部
流 動 資 産	8,423,337	流 動 負 債	9,184,597
現金及び預金	1,114,008	支払手形及び買掛金	3,455,021
受取手形及び売掛金	4,887,176	短期借入金	1,900,000
仕 掛 品	947,980	1年内返済予定の 長期借入金	1,800,000
原材料及び貯蔵品	646,954	リ ー ス 債 務	123,805
繰延税金資産	206,505	未 払 金	558,923
そ の 他	647,905	未払法人税等	269,895
貸倒引当金	△27,194	賞与引当金	264,265
固 定 資 産	8,357,132	工事損失引当金	62,675
有 形 固 定 資 産	7,376,812	そ の 他	750,011
建物及び構築物	2,540,680	固 定 負 債	894,489
機械装置及び運搬具	181,227	長期借入金	119,500
工具、器具及び備品	85,885	リ ー ス 債 務	377,917
土 地	4,141,141	長期未払金	238,841
リ ー ス 資 産	427,877	繰延税金負債	117,634
無 形 固 定 資 産	149,971	退職給付に係る負債	40,596
電話加入権	24,097	負 債 合 計	10,079,086
ソフトウェア仮勘定	54,306	純 資 産	の 部
そ の 他	71,567	株 主 資 本	6,794,050
投資その他の資産	830,349	資 本 金	2,024,213
投資有価証券	29,857	資 本 剰 余 金	186,000
関係会社株式	16,513	利 益 剰 余 金	4,627,227
退職給付に係る資産	574,937	自 己 株 式	△43,391
そ の 他	214,956	その他の包括利益累計額	△92,666
貸倒引当金	△5,914	その他有価証券評価差額金	7,018
資 産 合 計	16,780,470	退職給付に係る調整累計額	△99,685
		純 資 産 合 計	6,701,383
		負 債 純 資 産 合 計	16,780,470

招集し通知

事業報告

連結計算書類
監査報告

計算書類
監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		18,807,368
売上原価		13,198,087
売上総利益		5,609,281
販売費及び一般管理費		4,151,261
営業利益		1,458,019
営業外収益		
受取利息及び配当金	966	
償却債権取立益	3,442	
受取手数料	3,263	
保険配当金	13,237	
受取保険金	1,096	
スクラップ売却益	3,492	
その他の	7,426	32,925
営業外費用		
支払利息	58,148	
有形売却損	9,506	
シンジケートローン手数料	16,870	
持分法による投資損失	6,254	
その他の	14,523	105,303
経常利益		1,385,641
特別利益		
固定資産売却益	5,340	5,340
特別損失		
退職給付制度改定損	10,936	10,936
税金等調整前当期純利益		1,380,045
法人税、住民税及び事業税	512,845	
法人税等調整額	17,860	530,705
少数株主損益調整前当期純利益		849,339
当期純利益		849,339

連結株主資本等変動計算書

(平成26年 4月 1日から
平成27年 3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成26年 4月 1日残高	2,024,213	186,000	3,900,105	△42,276	6,068,042
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			48,028		48,028
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	2,024,213	186,000	3,948,133	△42,276	6,116,071
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△170,245		△170,245
当 期 純 利 益			849,339		849,339
自 己 株 式 の 取 得				△1,115	△1,115
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	679,094	△1,115	677,979
平成27年 3月31日残高	2,024,213	186,000	4,627,227	△43,391	6,794,050

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利 益累計額合計	
平成26年 4月 1日残高	3,349	△202,640	△199,291	5,868,751
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額				48,028
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	3,349	△202,640	△199,291	5,916,779
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△170,245
当 期 純 利 益				849,339
自 己 株 式 の 取 得				△1,115
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	3,669	102,955	106,624	106,624
連結会計年度中の変動額合計	3,669	102,955	106,624	784,604
平成27年 3月31日残高	7,018	△99,685	△92,666	6,701,383

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

子会社はすべて連結しております。

連結子会社 1社
南東洋シヤッター株式会社

(2) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結決算日と一致しております。

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社 1社
ハーマン・ジャパン株式会社

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

なお、評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。

時価のないもの 総平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

商品及び製品

主として移動平均法による原価法

仕掛品

主として移動平均法による原価法

原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法

(連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)

② 重要な減価償却資産の減価償却方法

イ. 有形固定資産

a) リース資産以外の

有形固定資産

平成19年3月31日以前に取得したもの……………主として旧定額法

平成19年4月1日以後に取得したもの……………主として定額法

なお、主な耐用年数は建物3～50年、機械装置及び運搬具は2～10年になります。

b) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によります。

ロ. 無形固定資産

a) リース資産以外の

無形固定資産

定額法

但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づき定額法を採用しております。

b) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によります。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については、債権の回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与支払に備えて、支給見込額に基づく当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 工事損失引当金 請負工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

④収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事（但し、工期のごく短いものは除く）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、工事の進捗率の見積りは原価比例法によっております。

⑤その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ロ. 退職給付に係る会計処理の方法 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（ただし、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には、退職給付に係る資産）に計上しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

（追加情報）

当社は、平成27年4月1日付で確定給付企業年金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日）を適用し、確定拠出年金制度への移行部分について退職金制度の一部終了の処理を行っております。

本移行による影響額は、当連結会計年度の特別損失として10,936千円計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更並びに割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が74,566千円増加し、利益剰余金が48,028千円増加しております。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

また、上記会計基準変更の結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が7円57銭増加しております。

3. 追加情報

(法人税率の変更による影響)

平成27年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が公布されたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を、前連結会計年度の35.59%から、平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については33.02%に、平成28年4月1日以後開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については32.22%に変更しております。

この結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は3,861千円、当連結会計年度に計上された法人税等調整額は825千円、それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金は269千円増加し、退職給付に係る調整累計額が4,956千円減少しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1)固定資産のうち、下記工場財団は下記借入金に対し抵当権が設定されております。

土地	4,140,677千円
建物及び構築物	2,226,690千円
計	6,367,367千円
上記に対応する債務は次のとおりであります。	
借入金	2,710,000千円

(2)当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行11行と当座貸越契約、取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	3,140,000千円
借入実行残高	1,900,000千円
差引	1,240,000千円

(3)有形固定資産の減価償却累計額 8,899,260千円

(4)受取手形割引高 402,860千円

5. 連結損益計算書に関する注記

(1)工事損失引当金繰入額として、売上原価に62,675千円を含んでおります。

(2)固定資産売却益の主な内訳 機械装置 5,340千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	6,387,123株
第1回優先株式	2,000,000株

(2)配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年5月12 日取締役会	普通株式	126,864	利益剰余金	20	平成26年 3月31日	平成26年 6月6日
平成26年5月12 日取締役会	第1回 優先株式	43,380	利益剰余金	21.690	平成26年 3月31日	平成26年 6月6日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年5月12 日取締役会	普通株式	158,545	利益剰余金	25	平成27年 3月31日	平成27年 6月5日
平成27年5月12 日取締役会	第1回 優先株式	53,030	利益剰余金	26.515	平成27年 3月31日	平成27年 6月5日

7. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

デリバティブ取引については行っておりません。

②金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金については、顧客の信用リスクを有しておりますが、与信管理規程に従ってリスク管理を行い、定期的な信用状況の把握によりリスクの低減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金については、そのほとんどが1年以内の支払期日となっております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。支払利息は短期間で市場金利を反映する変動金利が含まれており、金利の変動リスクを有しております。なお、金利の変動リスクを回避するための金利スワップ取引等のデリバティブ取引は行っておりません。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額（※）	時価（※）	差額
① 現金及び預金	1,114,008	1,114,008	—
② 受取手形及び売掛金	4,887,176	4,887,176	—
③ 投資有価証券			—
その他有価証券	17,464	17,464	—
④ 支払手形及び買掛金	(3,455,021)	(3,455,021)	—
⑤ 短期借入金	(1,900,000)	(1,900,000)	—
⑥ 長期借入金	(1,919,500)	(1,919,500)	—

（※）負債に計上されているものは、（ ）で示しています。

（注1） 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

①現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④支払手形及び買掛金、並びに⑤短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

変動金利によるものは、市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものは、元金金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注2） 非上場株式（連結貸借対照表上12,393千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「③投資有価証券
その他有価証券」には含めておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 890円65銭

(2) 1株当たり当期純利益 125円55銭

（備考） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

東洋シャッター株式会社
取締役会 御中

栄 監査法人

代表社員 業務執行社員 公認会計士 國分博史 ㊞
代表社員 業務執行社員 公認会計士 羽田 勲 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋シャッター株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

招集し
通知

事業報告

連結計算書類
監査報告

計算書類
監査報告

株主総会参考書類

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋シヤッター株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産	の 部	負 債	の 部
流動資産	8,372,729	流動負債	9,175,834
現金及び預金	1,061,224	支払手形	2,620,091
受取手形	1,568,668	買掛金	843,950
売掛金	3,318,508	短期借入金	1,900,000
仕掛品	950,253	1年内返済予定の	1,800,000
原材料及び貯蔵品	646,954	長期借入金	123,805
前払費用	111,699	リース債務	558,923
短期貸付金	695	未払費用	353,022
未収入金	533,179	未払法人税等	265,520
繰延税金資産	206,505	未払消費税等	214,140
その他	2,235	前受金	95,012
貸倒引当金	△27,194	預り金	73,928
		賞与引当金	256,718
固定資産	8,498,962	工事損失引当金	62,675
有形固定資産	7,372,263	設備関係支払手形	8,044
建物	2,400,141	固定負債	901,279
構築物	140,428	長期借入金	119,500
機械装置	170,231	リース債務	377,917
車輜運搬具	6,586	長期未払金	238,841
工具、器具及び備品	85,856	繰延税金負債	165,021
土地	4,141,141	負債合計	10,077,113
リース資産	427,877	純資産の部	
無形固定資産	149,270	株主資本	6,787,559
電話加入権	23,804	資本金	2,024,213
ソフトウェア仮勘定	54,306	資本剰余金	186,000
その他	71,159	資本準備金	186,000
投資その他の資産	977,428	その他資本剰余金	0
投資有価証券	29,857	利益剰余金	4,620,736
関係会社株式	16,520	利益準備金	116,393
長期貸付金	3,203	その他利益剰余金	4,504,343
破産更生債権等	7,161	繰越利益剰余金	4,504,343
差入保証金	135,228	自己株式	△43,391
事業保険積立金	48,223	評価・換算差額等	7,018
長期前払費用	21,117	その他有価証券評価差額金	7,018
前払年金費用	722,009	純資産合計	6,794,578
その他	22	負債純資産合計	16,871,691
貸倒引当金	△5,914		
資産合計	16,871,691		

招集し通知

事業報告

連結計算書類

監査報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

(平成26年 4月 1日から
平成27年 3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		18,807,368
売 上 原 価		13,248,249
売 上 総 利 益		5,559,119
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,118,282
営 業 利 益		1,440,836
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	966	
償 却 債 権 取 立 益	3,442	
受 取 手 数 料	3,263	
保 険 配 当 金	13,237	
受 取 保 険 金	1,096	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	3,492	
そ の 他	7,419	32,918
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	58,148	
手 形 売 却 損	9,506	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	16,870	
そ の 他	14,523	99,048
経 常 利 益		1,374,706
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	5,340	5,340
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	23,480	
退 職 給 付 制 度 改 定 損	10,936	34,416
税 引 前 当 期 純 利 益		1,345,630
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	508,133	
法 人 税 等 調 整 額	17,860	525,994
当 期 純 利 益		819,636

株主資本等変動計算書

(平成26年 4月 1日から
平成27年 3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								株主資本計 合
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他 資本 剰余 金	資本剰余金 計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 計		
平成26年4月1日残高	2,024,213	186,000	0	186,000	99,369	3,823,948	3,923,317	△42,276	6,091,255
会計方針の変更による累積的影響額						48,028	48,028		48,028
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,024,213	186,000	0	186,000	99,369	3,871,976	3,971,345	△42,276	6,139,283
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					17,024	△187,269	△170,245		△170,245
当期純利益						819,636	819,636		819,636
自己株式の取得								△1,115	△1,115
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	17,024	632,366	649,391	△1,115	648,275
平成27年3月31日残高	2,024,213	186,000	0	186,000	116,393	4,504,343	4,620,736	△43,391	6,787,559

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成26年4月1日残高	3,349	3,349	6,094,604
会計方針の変更による累積的影響額			48,028
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,349	3,349	6,142,632
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△170,245
当期純利益			819,636
自己株式の取得			△1,115
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	3,669	3,669	3,669
事業年度中の変動額合計	3,669	3,669	651,945
平成27年3月31日残高	7,018	7,018	6,794,578

招集通知

事業報告

連結計算書類

監査報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券
時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法
なお、評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。

時価のないもの

総平均法による原価法
総平均法による原価法

② 関係会社株式

③ 棚卸資産

商品及び製品
仕掛品
原材料及び貯蔵品
(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)

移動平均法による原価法
移動平均法による原価法
移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産

a) リース資産以外の
有形固定資産

平成19年3月31日以前に取得したもの…………… 旧定額法
平成19年4月1日以後に取得したもの…………… 定額法
主な耐用年数は建物3～50年、機械装置は10年になります。

b) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産
リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によります。

② 無形固定資産

a) リース資産以外の
無形固定資産

定額法
但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づき定額法を採用しております。

b) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産
リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によります。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については、債権の回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与支払に備えて、支給見込額に基づく当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

なお、当事業年度末において、前払年金費用722,009千円を資産に計上しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

(追加情報)

当社は、平成27年4月1日付で確定給付企業年金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行したことにより「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日)を適用し、確定拠出年金制度への移行部分について退職金制度の一部終了の処理を行っております。

本移行による影響額は、当事業年度の特別損失として10,936千円計上しております。

④工事損失引当金 請負工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(4)収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事(但し、工期のごく短いものは除く)については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、工事の進捗率の見積りは原価比例法によっております。

(5)その他計算書類作成のための重要な事項

①消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

②退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表において退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を前払年金費用に計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

『退職給付に関する会計基準』(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更並びに割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が74,566千円増加し、利益剰余金が48,028千円増加しております。なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

また、上記会計基準変更の結果、当事業年度の1株当たり純資産額が7円57銭増加しております。

3. 追加情報

(法人税率の変更による影響)

平成27年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が公布されたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を、前事業年度の35.59%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.02%に、平成28年4月1日以後開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については32.22%に変更しております。

この結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は1,094千円増加し、当事業年度に計上された法人税等調整額は825千円減少し、その他有価証券評価差額金は269千円増加しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1)固定資産のうち、下記工場財団は下記借入金に対し抵当権が設定されております。

土地	4,140,677千円
建物	2,149,589千円
構築物	77,100千円
計	6,367,637千円

上記に対応する債務は次のとおりであります。

借入金	2,710,000千円
-----	-------------

(2)当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行11行と当座貸越契約、取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	3,140,000千円
借入実行残高	1,900,000千円
差引	1,240,000千円

(3)有形固定資産の減価償却累計額 8,612,783千円

(4)受取手形割引高 402,860千円

(5)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債務 9,020千円

5. 損益計算書に関する注記

(1)関係会社との取引高について

営業取引による取引高

関係会社からの仕入高 122,868千円

(2)工事損失引当金繰入額として、売上原価に62,675千円を含んでおります。

(3)固定資産売却益の主な内訳 機械装置 5,340千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記
 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
 普通株式 45,303株
7. 税効果会計に関する注記
 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
- | | |
|--------------|-----------|
| 繰延税金資産 | |
| 賞与引当金 | 96,625千円 |
| 貸倒引当金繰入超過額 | 8,464千円 |
| 工事損失引当金繰入額 | 20,695千円 |
| 未払事業税 | 17,613千円 |
| その他 | 139,976千円 |
| 繰延税金資産小計 | 283,375千円 |
| 評価性引当額 | △5,799千円 |
| 繰延税金資産合計 | 277,575千円 |
| 繰延税金負債 | |
| 前払年金費用 | 232,631千円 |
| その他有価証券評価差額金 | 3,459千円 |
| 繰延税金負債合計 | 236,091千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 41,484千円 |

8. 関連当事者との取引に関する注記
 子会社

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業等の内容	議決権の 所有割合	議決権の 被所有割合
子会社	南東洋シャッター株式会社	鹿児島県始良市蒲生町	20,000	外注業務の請負	100%	0%

属性	関係内容		取引の内容 (注)	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	役員の兼任	事業上の関係				
子会社	—	外注先	外注加工	122,868	買掛金	9,020

(注) 取引条件及び取引方針の決定等
 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、交渉の上で決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記
- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 905円35銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 120円87銭 |

(備考) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

東洋シャッター株式会社
取締役会 御中

栄 監査法人

代表社員 業務執行社員 公認会計士 國分博史 ㊞
代表社員 業務執行社員 公認会計士 羽田 勲 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋シャッター株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月19日

東洋シャッター株式会社 監査役会

常勤監査役 山 中 真 清 ⑩

常勤監査役 小 田 修 ⑩

社外監査役 津 田 尚 廣 ⑩

社外監査役 堤 昌 彦 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役10名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役全員（8名）は任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため2名増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の種類及び数
1	おかだとしお夫 岡田敏夫 (昭和37年11月4日生)	昭和61年4月 川鉄商事(株) (現JFE商事(株)) 入社 平成3年4月 当社入社 平成6年10月 当社営業企画室長 平成9年6月 当社取締役企画室長 平成11年4月 当社取締役管理本部副本部長兼企画室長 平成12年4月 当社取締役総務部担当兼企画室長 平成13年6月 当社取締役生産事業部、総務部、経理部担当兼企画室長 平成14年10月 当社常務取締役東日本地区事業部担当兼関東ビル建事業部長 平成15年4月 当社常務取締役東京本社統括 平成18年4月 当社取締役兼常務執行役員企画管理本部長 平成19年4月 当社取締役兼常務執行役員企画管理本部長兼新規事業開発部長 平成20年4月 当社取締役兼常務執行役員企画管理本部管掌兼企画管理本部長兼新規事業開発部長 平成21年4月 当社常務取締役兼常務執行役員業務企画統括部長 平成22年4月 当社代表取締役社長兼執行役員社長、全般統括 現在に至る 平成27年3月 ハーマン・ジャパン(株)取締役 現在に至る	普通株式 22,200株
2	まるやまあきお雄 丸山明雄 (昭和28年11月3日生)	昭和51年4月 (株)第一勧業銀行 (現(株)みずほ銀行) 入行 平成15年9月 当社経理部長 平成18年4月 当社執行役員企画管理本部副本部長 平成19年4月 当社常務執行役員企画管理本部副本部長 平成22年4月 当社常務執行役員経営企画統括部長 平成24年6月 当社取締役兼常務執行役員、経営企画統括部長 平成27年4月 当社専務取締役兼専務執行役員、経営企画統括部長 現在に至る	普通株式 3,700株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の種類及び数
3	み 邑 政 輝 (昭和26年9月2日生)	昭和50年3月 当社入社 平成12年4月 当社関西地区事業部長 平成13年6月 当社取締役地区事業部担当兼関西地区事業部長 平成14年10月 当社取締役西日本地区事業部 平成15年4月 当社取締役メンテ事業部担当 平成16年10月 当社取締役東日本事業部長兼西日本事業部長 平成17年3月 当社取締役東日本事業部長 平成18年4月 当社取締役兼常務執行役員、東日本営業ユニット部門長 平成18年6月 当社常務執行役員、東日本営業ユニット部門長 平成19年4月 当社常務執行役員生産製品本部副本部長 平成20年4月 当社常務執行役員生産製品部長 平成21年4月 当社常務執行役員経営企画統括部長 平成21年6月 当社取締役兼常務執行役員経営企画統括部長 平成22年4月 当社取締役兼常務執行役員、事業統括部副統括部長 平成23年4月 当社取締役兼常務執行役員、事業統括部長 平成24年4月 当社常務取締役兼常務執行役員、事業統括部長 平成26年4月 当社常務取締役兼常務執行役員、業務企画統括部長 平成27年4月 当社専務取締役兼専務執行役員、事業統括部長 現在に至る	普通株式 13,846株
4	たぢばな 橘 だいじろう 大二郎 (昭和28年7月20日生)	昭和52年4月 当社入社 平成12年4月 当社中四国支店長 平成15年4月 当社名古屋支店長 平成18年4月 当社大阪支店長 平成20年4月 当社メンテ営業ユニット長 平成21年4月 当社メンテサービス事業部長兼西日本メンテサービス支店長 平成22年4月 当社関西事業部長 平成22年8月 当社執行役員兼関西事業部長 平成23年4月 当社執行役員、事業統括部副統括部長 平成24年4月 当社上席執行役員、事業統括部副統括部長兼東京支店長 平成25年4月 当社常務執行役員、事業統括部副統括部長 平成26年4月 当社常務執行役員、事業統括部長 平成26年6月 当社取締役兼常務執行役員、事業統括部長 平成26年11月 当社取締役兼常務執行役員、事業統括部長兼中四国支店長 平成27年4月 当社取締役常務執行役員、事業統括部副統括部長兼中四国支店長 現在に至る	普通株式 4,400株

招集通知

事業報告

連結計算書類

監査報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の種類及び数
5	堀井昌弘 (昭和33年1月13日生)	平成2年4月 弁護士登録 平成12年1月 さくら法律事務所代表弁護士 現在に至る 平成15年6月 岩谷産業(株)社外監査役 現在に至る 平成24年6月 当社取締役 現在に至る	普通株式 0株
6	※ 金久史郎 (昭和30年3月16日生)	昭和53年4月 当社入社 平成12年4月 当社京都支店長 平成15年4月 当社メンテ事業部長兼関西メンテ支店長 平成17年3月 当社西日本事業部長 平成18年4月 当社執行役員、西日本営業ユニット部長兼 営業推進部長 平成21年4月 当社執行役員、業務企画統括部副統括部長兼 営業企画部長 平成25年4月 当社執行役員、コンプライアンス統括部長兼 リスク管理部長、業務監査部長 平成27年4月 当社常務執行役員、事業統括部副統括部長 現在に至る	普通株式 3,900株
7	※ 岩田静夫 (昭和33年2月4日生)	昭和55年4月 当社入社 平成16年6月 当社経営企画室長兼システム課長 平成18年4月 当社経営企画部長兼システム課長 平成22年4月 当社総務部長 平成25年4月 当社業務企画統括部副統括部長兼設計工務部長 平成26年4月 当社執行役員、商品企画統括部長 平成27年4月 当社常務執行役員、商品企画統括部長 現在に至る	普通株式 8,400株
8	※ 能村宏 (昭和37年7月6日生)	昭和61年4月 (株)第一勧業銀行(現(株)みずほ銀行) 入行 平成26年4月 当社執行役員、事業統括部副統括部長 平成26年10月 当社執行役員、事業統括部副統括部長兼事業戦略 室長 平成27年4月 当社常務執行役員、業務企画統括部長兼事業戦略 室長 現在に至る	普通株式 300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の種類及び数
9	※ マーチン・ハーマン (昭和40年3月5日生)	平成7年1月 ハーマン・フェアカウフスゲゼルシャフト(合)マネージングパートナー 現在に至る 平成10年1月 ハーマン北京ドア・プロダクション(株)取締役会会長 現在に至る 平成10年3月 ハーマン・ベタイリングス(有)マネージングディレクター 現在に至る 平成23年5月 ハーマン・ジャパン(株)代表取締役会長 現在に至る	普通株式 0株
10	※ 水野 久美子 (昭和35年3月19日生)	昭和57年4月 日本火災海上保険(株)(現損害保険ジャパン日本興亜(株))入社 平成3年10月 青山監査法人入所 平成7年5月 水野会計事務所設立 現在に至る	普通株式 0株

- (注) 1. ※の候補者は新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 堀井昌弘氏、マーチン・ハーマン氏及び水野久美子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 堀井昌弘氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
5. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
(1) 社外取締役候補者とする理由について
①堀井昌弘氏については、弁護士としての豊かな経験と優れた識見を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、同氏の当社社外取締役在任期間は本総会の終結の時をもって3年となります。
②マーチン・ハーマン氏については、海外企業経営者としての豊かな経験と優れた識見を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお同氏は、当社の特定関係事業者であるハーマン・ジャパン株式会社の業務執行者であります。
③水野久美子氏については、公認会計士としての豊かな経験と優れた識見を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏は、会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

招集通知

事業報告

連結計算書類
監査報告

計算書類
監査報告

株主総会参考書類

(2) 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。社外取締役候補者堀井昌弘氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しており、同氏が再選された場合には、本契約を継続する予定であります。また、マーチン・ハーマン、水野久美子の両氏の選任が承認された場合、両氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役山中真清、津田尚廣の両氏は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の種類及び数
1	やまなか 眞清 (昭和27年1月14日生)	昭和53年2月 ㈱オーシマ入社 平成3年10月 当社と㈱オーシマが合併 平成22年4月 当社コンプライアンス統括部長兼リスク管理部長 平成23年4月 当社経営企画統括部付 平成23年6月 当社常勤監査役 現在に至る	普通株式 3,100株
2	つだ なおひろ (昭和31年8月14日生)	平成2年4月 弁護士登録 平成2年4月 本田陸士法律事務所入所 平成7年10月 なにわ橋法律事務所入所 平成15年6月 当社監査役 現在に至る 平成19年12月 ㈱PGSホーム社外監査役 現在に至る 平成21年6月 弁護士法人なにわ橋法律事務所 代表社員 現在に至る 平成24年6月 ヒロセ㈱社外監査役 現在に至る	普通株式 0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 津田尚廣氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者とする理由について

津田尚廣氏については、弁護士としての豊かな経験と優れた識見を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役在任期間は本総会の終結の時をもって12年となります。

(2) 社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。社外監査役候補者津田尚廣氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しており、同氏が再選された場合には、本契約を継続する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

招集通知

事業報告

連結計算書類
監査報告

計算書類
監査報告

株主総会参考書類

第3号議案 監査役補欠者1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ監査役補欠者1名の選任をお願いするものであります。

峯本耕治氏は社外監査役の補欠者候補として選任をお願いするものであります。

本議案提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、候補者からは、法令に定める監査役の員数を欠く場合に、監査役に就任する旨の承諾を得ております。

監査役補欠者の候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の種類及び数
みねもと こうじ 峯本 耕治 (昭和34年5月18日生)	平成2年4月 弁護士登録 平成2年4月 長野総合法律事務所入所 現在に至る 平成23年6月 ㈱関西アーバン銀行社外監査役 現在に至る	普通株式 0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 峯本耕治氏は、社外監査役の補欠者候補として選任するものであります。
3. 社外監査役補欠者候補に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外監査役補欠者候補とする理由について

峯本耕治氏については、弁護士としての豊富な経験と優れた識見を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役補欠者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(2) 社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、社外監査役補欠者候補である峯本耕治氏は、監査役が法令に定める員数を欠くことになり就任することとなった場合は、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

株主総会会場ご案内略図



会場 ネストホテル大阪心齋橋 2階「淀」
大阪市中央区南船場二丁目4番10号
TEL (06)6263-1511

交通 地下鉄堺筋線または長堀鶴見緑地線
「長堀橋」駅下車
2-A出口方面
「クリスタ長堀」北-3出口よりすぐ